

阿賀野市告示第150号

阿賀野市下水道普及促進等のための浄化槽撤去費等助成要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年8月31日

阿賀野市長 田中清善

阿賀野市下水道普及促進等のための浄化槽撤去費等助成要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市下水道普及促進等のための浄化槽撤去費等助成要綱（平成16年阿賀野市告示第180号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次のただし書を加える。

ただし、供用開始の告示ができるにもかかわらず、対象となる土地の所有者自らの都合により供用開始の告示ができなかったときは、本来供用開始の告示がなされるべき日から起算するものとする。

附 則

この告示は、令和4年9月1日から施行する。